

令和 6 年 3 月 19 日

各地区連合町内会 会長 様
各自治会・町内会 会長 様

社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会
会 長 松澤 秀夫

令和 6 年度 会費・募金等のご依頼について

日頃より、本会の事業推進に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、各自治会・町内会の皆さまには、今年度も中区社会福祉協議会会費並びに中区社会福祉協議会が事務局を担う各団体の募金等にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度の各会費、募金等のご依頼時期については、以下の通りを予定しております。詳細は、それぞれ別途ご案内致しますので、引き続きご協力いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

【会費・募金等の募集時期（予定）】

	内 容	募集時期	区連会での依頼月
1	日本赤十字社会費	5 月～6 月	4 月
2	中区安全安心推進協会賛助金	5 月～6 月	4 月
3	中区社会福祉協議会会費	7 月～9 月	7 月
4	赤い羽根共同募金	10 月～12 月	9 月

<事務局>

中区社会福祉協議会 担当： 山川
電話 681-6664 FAX 641-6078

消防出張所の機構改革について【事業説明】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、今後4か年をかけて市内78消防出張所の体制を変更します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。（該当区のみ）

定例会等で情報提供をお願いします。（該当区のみ）

3 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を1名配置します。

(2) 対象

令和6年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所が対象となります。

4 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職による24時間体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

＜現行体制＞

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

＜今後の体制＞

・係長の24時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。

・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

＜現行体制＞

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

＜今後の体制＞

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出場中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】 地域・消防団への対応

＜現行体制＞

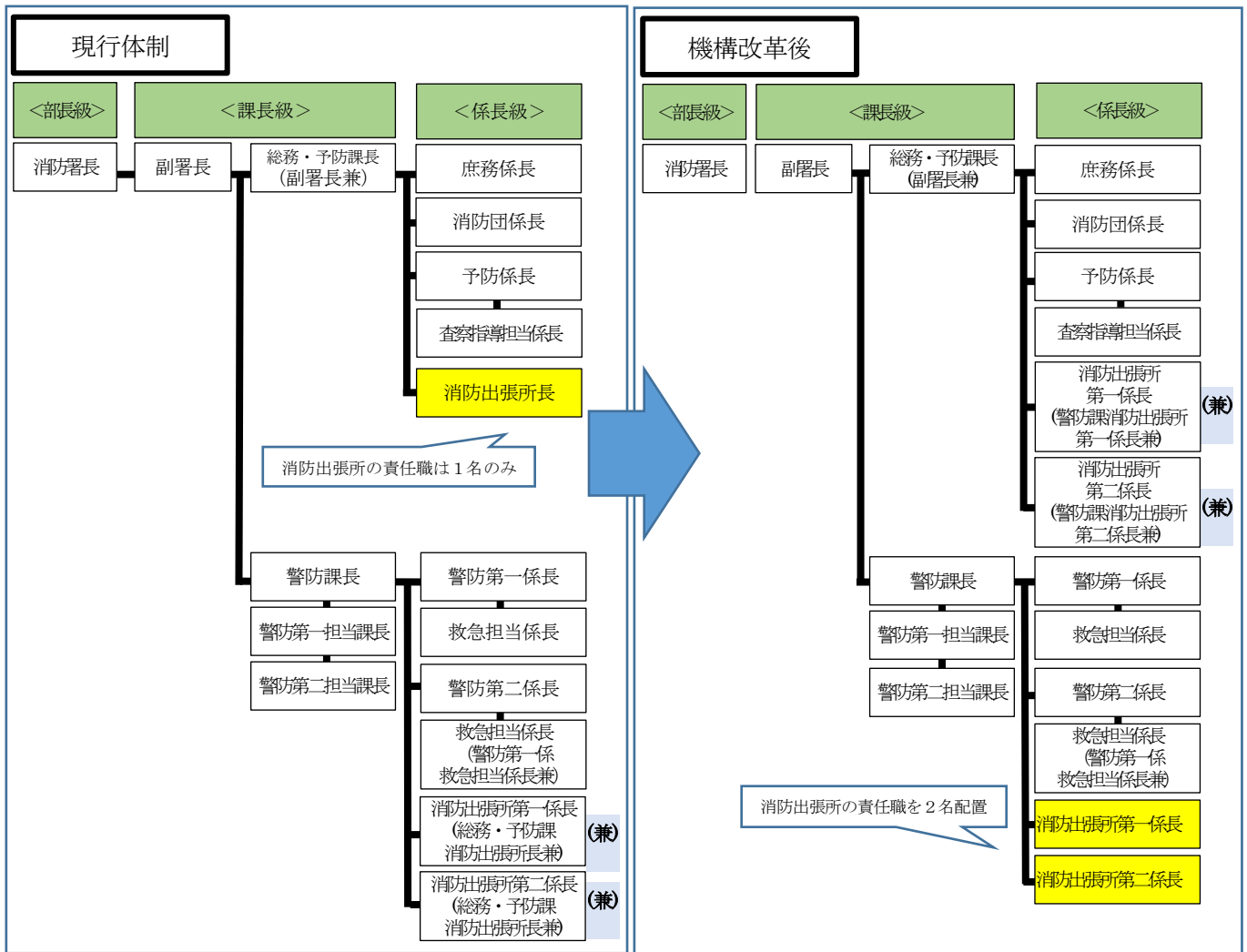
地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

＜今後の体制＞

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

【参考：組織機構図】



消防局総務部企画課
 担当 城田、藤田、飛塚
 電話 045-334-6401 /FAX 045-334-6510
 メール sy-kikaku@city.yokohama.jp

横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成 21 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3 期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年 12 月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4 期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたのでご報告します。引き続き、計画への御理解・御協力をお願いいたします。

なお、配布資料については、区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各 1 部を送付させていただきます。

2 計画の概要

添付の概要版リーフレットを御参照ください。

横浜みどりアップ 2024-2028

検索



【計画全体に関すること】

環境創造局政策課

電話 045-671-4214 /FAX 045-550-4039

メール ks-mimiplan@city.yokohama.jp

【計画の各事業に関すること】

環境創造局みどりアップ推進課

電話 045-671-2712 /FAX 045-224-6627

メール ks-midoriup@city.yokohama.jp

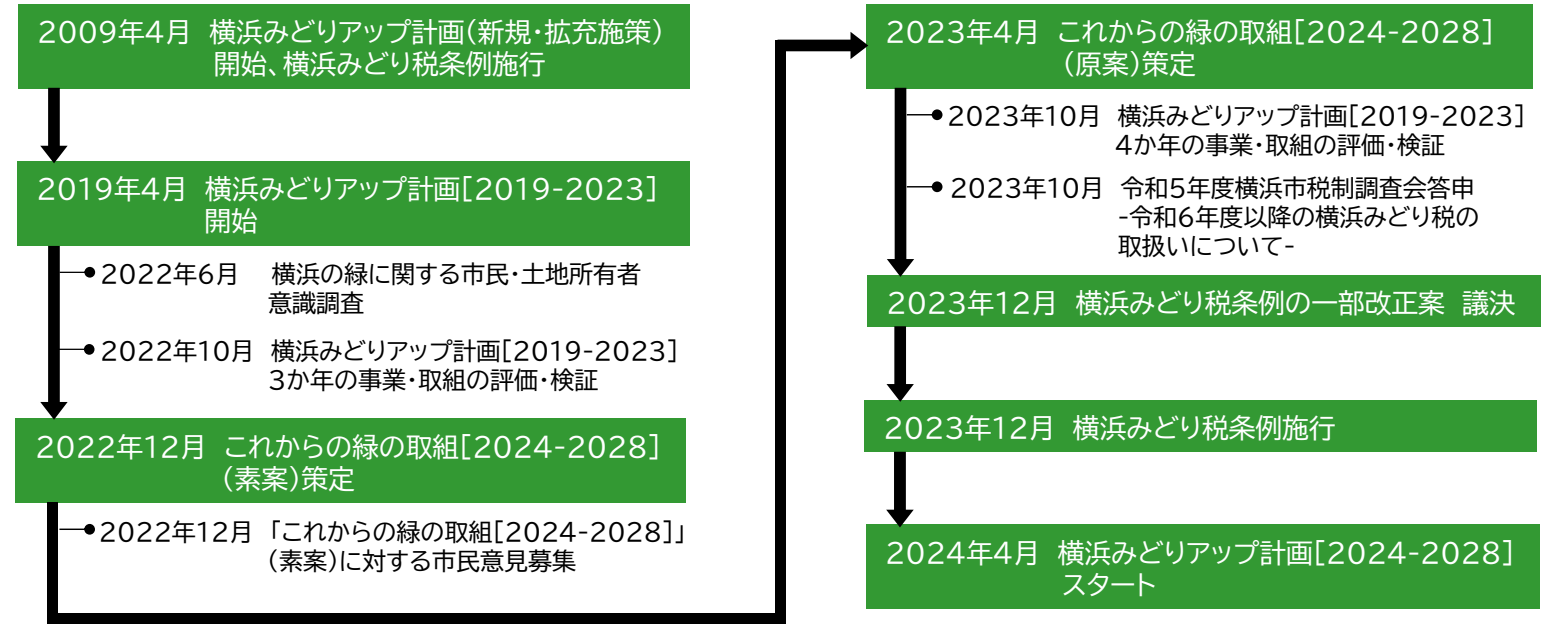
計画を進めるための財源について

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009(平成21)年度から、市民の皆様にご負担いただけてきました。引き続き2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

対象	税率
個人	市民税の均等割に年間900円を上乗せ※
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※ 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除く

横浜みどりアップ計画[2024-2028]策定の流れ

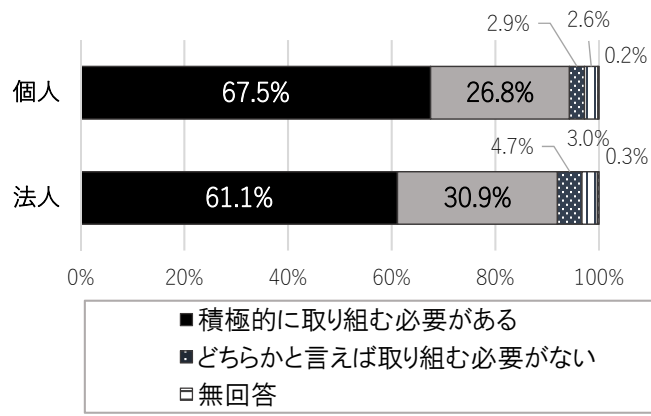


素案に対する市民意見募集の結果(概要)

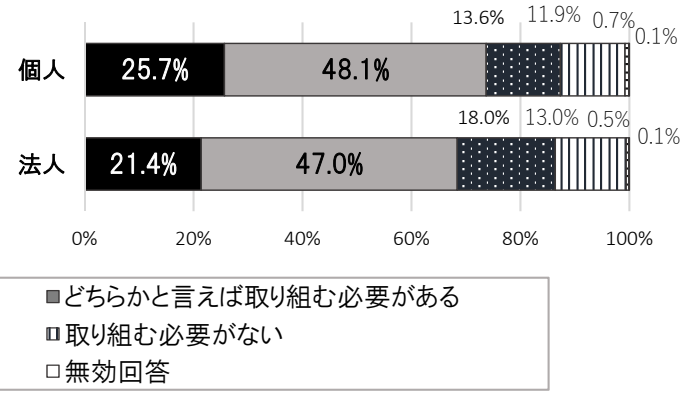
	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022(令和4)年12月23日(金)から2023(令和5)年1月31日(火)まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX
回収数	個人：1,281人 法人：939社	43通(意見総数：93件)

アンケート方式の回答結果

問1 「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



問7「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定的な財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



※問7は「取り組む」⇒「負担する」に読み替え

計画本編(冊子)は、次の場所で閲覧できます

- 各区役所の広報相談係
- 市民情報センター(市庁舎3階)
- 環境創造局ウェブサイト



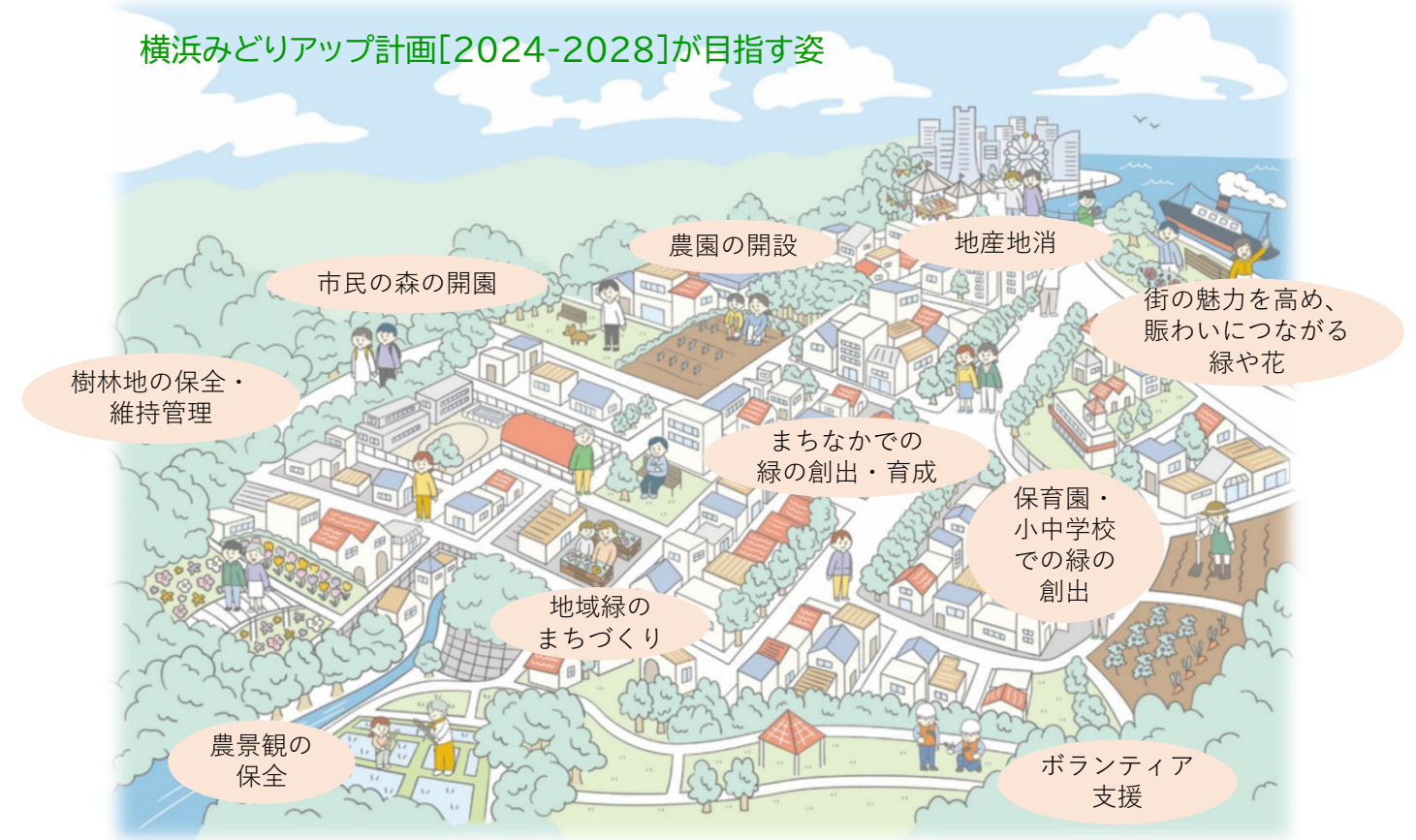
問合せ先
 横浜市環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当
 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(28階)

横浜みどりアップ計画[2024-2028] (概要版)

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009(平成21)年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2028(令和10)年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」をとりまとめました。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

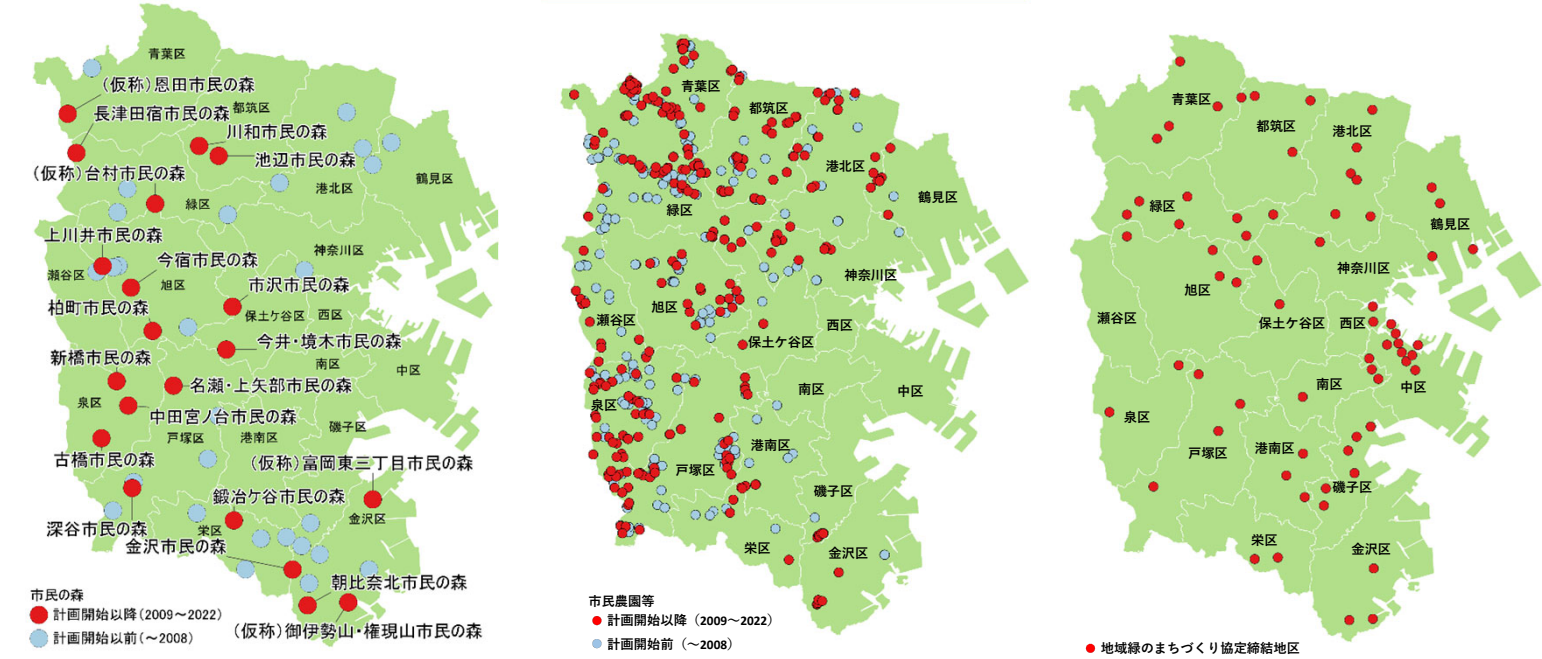


横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園
 - 16か所開園し、43か所に -

農園の開設
 - 310か所開設 -

地域が主体となって緑や花を創出
 - 67か所で展開 -



みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など

2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します



市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑にふれ、感じることができるよう、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます



身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます



市民・事業者の皆様が取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1

まとまりのある樹林地の保全・活用

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

事業② 良好な森の育成

事業③ 森に関わる多様な機会の創出

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1

農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

事業② 農とふれあう場づくり

施策2

「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

施策1

市民が実感できる緑や花の創出・育成

事業① まちなかで緑の創出・育成

施策2

ガーデンシティ横浜の更なる推進

事業② 緑や花があふれる地域づくり

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

効果的な広報の展開

事業① 市民の理解を広げる広報の展開

事業費

(単位：億円)

	事業費	国費	市債	一般財源	みどり税
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	303	60	133	24	86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	-	12	12	10
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	25	46
効果的な広報の展開	0.8	-	-	0.8	-
総事業費	415	60	150	62	142

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

令和6年度 横浜市LED防犯灯事業について【お知らせ】

1 趣旨

令和6年度の横浜市LED防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、LED防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報共有をお願いします。

【単位会長】本資料を送付しますので、定例会等で情報共有してください。

3 このお知らせの概要

(1) 横浜市のLED防犯灯について (2ページ)

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について (3ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4ページ)

- ・市(18区)全体で 154灯(電柱共架型144灯・鋼管ポール型10灯)の予定です。
- ・『令和6年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』及び『令和6年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和6年5月31日(金)となります。

4 LED防犯灯事業の市ホームページURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ  	シールタイプ  

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



【LED防犯灯の故障等が発見された際の連絡先】

- ・ **〇〇区地域振興課** (電話045 - -)
- ・ 市民局地域防犯支援課 (電話045 - 671 - 3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

*防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します。)

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限ります(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお

願います（具体的な内容は個別に御相談）。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和 6 年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金） となります。

令和 6 年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく 十分な明るさを確保できる ようになった場所がある場合（※）は、その 場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」 を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

自治会町内会長 各位

市連会 3月定例会説明資料
令和6年3月12日
市民局地域支援部地域防犯支援課

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和6年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和6年7月31日（水）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム(右の二次元コードよりアクセス)

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）
 - ・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書
- ※過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。



(3) 補助金交付までのスケジュール

令和6年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和7年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9
補助上限額 210,000円

⑤ 交付台数

令和6年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数150台を維持します。
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市HPをご覧ください。ただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html>

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて【協力依頼】

1 趣旨

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区の定例会で情報提供をお願いします。

地区連合として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

単会として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

※地区連長及び単位会長を兼任されている方は、恐れ入りますが、それぞれの立場でご回答くださいますようご協力をお願いします。

3 アンケートの内容

別紙のとおり（全6問、所要時間：3分程度）

- ・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2問）
- ・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4問）

4 実施時期

令和6年3月12日（火）～6月28日（金）

5 回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。

(1) 電子申請システム

右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。



←電子申請システムの
二次元バーコード

(2) メール

回答用紙（Excel）を、以下の市WEBページからダウンロードの上、

市民局地域活動推進課 sh-jichikai@city.yokohama.jp までお送りください。

(URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>)

横浜市 自治会町内会調査

検索

(3) 区役所地域振興課への提出

添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、ご提出ください。（提出方法：窓口への持参・メール等）

※中区では、4月中旬に現況届の提出依頼と併せて、送付します。

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋、石栗
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

区 ※自治会町内会名

【デジタル関連】

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信
- ② 自治会町内会ホームページ開設
- ③ 自治会町内会SNS開設
- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →
- ⑤ WEB会議の導入
- ⑥ 会議資料をデータで共有
- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減）
- ⑧ ストレージサービス(※)の活用(Googleドライブなど)
- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用
- ⑩ その他（具体的内容） →

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信
- ② 自治会町内会ホームページ開設
- ③ 自治会町内会SNS開設
- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →
- ⑤ WEB会議の導入
- ⑥ 会議資料をデータで共有
- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減）
- ⑧ ストレージサービスの活用(Googleドライブなど)
- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用
- ⑩ その他（具体的内容） →
- ⑪

【自治会町内会活動の拠点(会館等)について】

(3)主な活動拠点について教えてください。(当てはまるもの1つにチェック)

- ① 町内会単独で所有する会館
- ② 他の町内会等と共同で所有する会館
- ③ 借家・借間
- ④ 近隣の町内会が所有する会館
- ⑤ 地区センター
- ⑥ コミュニティハウス
- ⑦ 地域ケアプラザ
- ⑧ 民間の会議室
- ⑨ マンション等の集合住宅の集会室
- ⑩ その他 →

※地区連長の立場で回答いただく場合、地区連合町内会館を所有していなければ、
こちらで回答終了です。

① LED照明器具（導入した時期） →

② 省エネエアコン（導入した時期） →

③ 断熱窓等 （導入した時期） →

④ 太陽光発電設備（導入した時期） →

⑤ 蓄電池 （導入した時期） →

⑥ 導入済みの設備はない ↑直近で導入した時期を記入(例：R4年6月頃)

⑦ 会館がない

(5)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金(R6.3.1申請受付開始のLED、省エネエアコン等への補助)について、申請予定(申請済み)ですか。(当てはまるもの1つにチェック)

① 申請予定 → 回答終了です。 ② 申請済み → 回答終了です。

③ 申請の予定はない → (6)にお進みください。

① 会館がない

② 既に省エネ設備を導入済みのため

③ 資金がない

④ 会員の了解が得られない

⑤ 補助手続きが手間

⑥ 要件にあてはまらなかった

⑦

⑧ その他 →

「令和6年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和6年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和6年度横浜市市民活動保険補償内容（令和5年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円(180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円(90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

4 添付資料

リーフレット「令和6年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和6年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

令和6年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和6年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

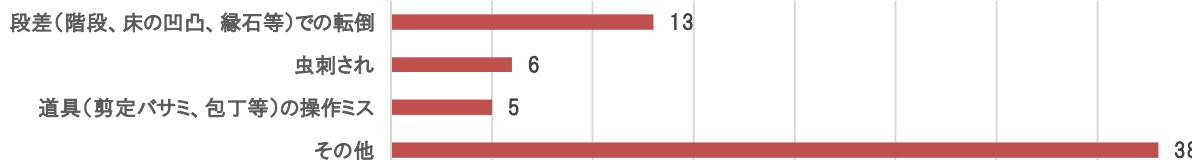
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

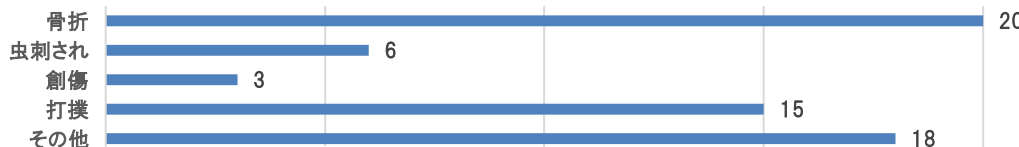
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和5年4月～令和5年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)

①防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

②本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

③本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。		
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円
	財物賠償	1事故 500万円	
保管物賠償			
		内容	
		他人の身体に損害を与えた場合	
		他人の財物に損害を与えた場合	
		他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合	

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。	
	区分	保険金額
	死亡	1名 500万円
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円
	入院	1日 3,500円 (180日限度)
	通院	1日 2,500円 (90日限度)
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	
		内容
		傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
		傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
		傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※医師のいる医療機関で診断・治療を受けてください。
		入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。

トップページ

市民活動保険

検索



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

ウォーキング リーダー研修

令和5年9月28日(木)、横浜市中スポーツセンターで、中区の健康づくり活動の活性化や地域でのウォーキングイベントを安全に開催することを目的としたウォーキングリーダー研修が行われました。

当日は主に各地区の保健活動推進員が参加し、運動講師より、ウォーキング時の正しい姿勢や歩き方、ウォーキングを計画するときのポイントなどを学びました。

研修で学んだことを活かし、地域でのウォーキング活動を通して、地域住民の健康づくりの推進に貢献していきます。

来年度のウォーキングリーダー研修では、「ウォーキングマップ」改訂に向けて、保健活動推進員の力を合わせて取り組んでいきます。



健康機器 取り扱い研修

保健活動推進員を対象にした健康機器取り扱い研修を令和5年7月10日(月)に行いました。

今回の研修では、健口くん(滑舌チェック)・握力・足指力・体組成・立ち上がりテスト・2ステップテストなどを体験し、測定技術の習得に取り組みました。また、受付は2人の保健活動推進員で行いました。

毎年、少しずつ内容を変えていますが、研修の目的は、「保健活動推進員が安全に健康チェックを行い、健康づくりについての正しい情報を提供できるようになること」です。

健康づくりは地域づくり。次年度の研修でも、測定・説明技術を更新し、いつまでも住み続けたい中区を目指して、保健活動推進員皆で地域の人々の健康づくりに取り組みましょう。



中区 保健活動推進員会

会報

第48号

令和6年3月発行

発行：中区保健活動推進員会

TEL：045-224-8333 (中区福祉保健課内)

発行責任者：清水 綾子

保健活動推進員会委嘱式

令和5年4月10日(月)、健康福祉総合センターにて保健活動推進員委嘱式が行われました。

自治会町内会からの推薦により、105名の方が中区长より委嘱状を受け取りました。委嘱式の後には中福祉保健センター長から、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病予防などについて講話をお聞きしました。

これから2年間、地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域の健康づくりに取り組んでいきます!



表彰

横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰で、次の方が表彰されました。(敬称略)

羅 玉蓉

(第4地区北部会長)



おめでとうございます!

会長からのメッセージ

今年ウォーキングや健康チェック、各種研修会など概ね計画通りに実施することができました。

久しぶりにみんなに会えた喜びや一緒に時間を楽しく過ごせる思いなどを参加された方の笑顔からうかがえました。

これからも身近な活動に参加してもらえるよう工夫しながら、活動のテーマ「地域の健康づくり」に取り組んでいきたいと思えます。



(清水 綾子)

元気フェスタ



令和5年11月12日(日)、中区民祭り「ハローよこはま2023」にて、元気フェスタ21が行われました。

(元気フェスタは医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係機関と連携し、区民の方などへ健康に関する様々な情報を提供し、健康に役立つ体験もできるイベントです。)

当日午前中は生憎の雨模様となりましたが、午後には雨も止み、中区保健活動推進員会ブースでは握力測定や健口くん(滑舌チェック)を300人以上の方々に体験していただき、大盛況でした。

また、ブース内では各地区の活動紹介パネルを展示し、保健活動推進員のPRを行いました。来年も、多くの方々に楽しんでいただける内容を企画します。ぜひお越しください。

保健活動推進員の活動紹介

ここでは、みなさんのお住まいの地区でどのような活動が行われているのかを紹介します。各地区で工夫をこらした企画運営をしています。身近なイベントに参加して明日からの「健康づくり」と「仲間づくり」のきっかけを見つけてください!



1 第1北部地区

コロナ禍明け約4年ぶりにふれあい給食が再開されました。その中で関係各者のご協力のもと10月に当委員も参加させて頂き健康チェック(足指力測定、骨密度測定、保健師からの結果説明)を給食会のイベントとして開催し、好評でした。地域交流と健康増進に微力ながら貢献できたと思います。

今後も健康に関する講習会の企画や各町内会イベントへの参加を通して地域交流に努めていきたいと思っております。



2 第1地区中部

第一地区中部は、1656年吉田勘兵衛が新田開発した埋地地の一部です。伊勢佐木町商店街を中心に大岡川と大通り公園に挟まれた商業地区です。住人の少ない街ですが、歴史的建造物も多く、主として、てくてくウォークをしています。



3 関内地区

毎月1回関内地区の花々や木々を眺めながら地域を散策するウォーキングを行っています。津軽弁のラジオ体操の音楽で身体を動かした後、ノルディックポールを利用したウォーキングで歩幅を広げ、胸をはって歩きます。



4 埋地地区

年2回、ウォーキングやバスハイクを行っています。今年度は児童遊園地や本牧ふ頭のバスツアーに出かけました。保活は打ち合わせや現地の下見を何度も行い、安全で楽しい活動になるよう頑張っています。最近、地域の人の「あそこに行ってみよう」という声を拾って目的地にすることも増えてきました。「保活さん」が地域に根付いてきていることを実感しています。



5 石川打越地区

いつまでも自分らしくありたい!
“塩分測定”
各家庭で常時飲んでいる味噌汁又はスープ大匙一杯を持参し測定しました。減塩の工夫として、だしを濃くする、減塩タイプの調味料を食卓におかない、汁物の回数を減らす、塩分を減らすことを学びました。
家族、自分の体を守るのは食なのですネ、と皆さん聞いていました。(令和4年度)



6 第2地区

コロナ禍を乗り越え、毎週金曜日の「ふれあいサロン」で出来ることが増えました。笑顔溢れる「食事会」や「季節の行事」ミニ体操、「体力測定」などを行いながら、自立した高齢者として人生の総仕上げができますようにお手伝いしています。



8 第4地区南部

今年度もポッチャの地域での普及に力を入れて、体操教室やふれあいサロン等で体験会を開催しています。ルールも簡単で、初めての方も夢中になれるところが魅力です。また、地域行事のサポートや研修参加に励んでおります。



10 本牧・根岸地区

年間を通して、子育てサロン・高齢者サロン事業・健康づくりを目的とした各地の教室開催に協力して取り組んでいます。また、連合町内会による防災訓練の手伝いと各町内会の防災訓練や行事に積極的に関わっています。今年度は講師を招いて、お口の健康を保って元気にと、オーラルフレイル講習会を開き、早めの予防の大切さを深く理解しました。
感染対策を行いながら、自主講座や見学会を企画準備中です。



7 第3地区

「赤ちゃん学級」のサポートや「さわやか歩こう会」を開催しています。若いお母さんや様々な年代の人たちが参加する中で、子育て情報や近所の買い物情報などの交換もできる健康で楽しい機会を作ることを目指しています。



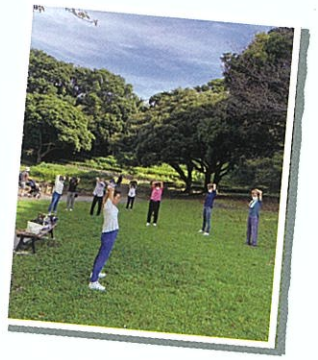
9 第4地区北部

私たち第4北部は、消火訓練・救急指導など、北方消防出張所長さんをお迎えして、講習を受け実施し、緊急時にどのような対応が適切なのかを学び、訓練を地域の方々にもお知らせして一緒に緊急時の対応が出来たらと考えております。



11 第6地区

毎週土曜日、森林公園をウォーキングしています。ラジオ体操後に公園1周1.2kmを歩き最後のストレッチにハマトレ体操を取り入れています。年に数回遠足や講習会等のイベントも行い、コミュニケーションの場としても皆で楽しんでいます。



中区の花「チューリップ」の写真募集についてのお知らせ

1 趣旨

中区の花「チューリップ」が溢れるまちを目指し、区への愛着を育み、地域の活性化・元気づくりに繋げるため、今年の春に咲いたチューリップの花の写真を集めます。ご応募いただいた写真は区の広報等で活用いたします。

2 依頼内容

多くの方にチューリップへの愛着を持っていただきたいため、各連合町内会において、写真募集についての積極的な周知をお願いいたします。

3 写真投稿方法

【応募方法】

横浜市電子申請・届出サービスから写真投稿ができます。

<URL>

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4aa78433-249f-4abe-957d-1c0d0e8d2391/start>

【申込期間】 令和6年3月1日（金）～5月7日（火）

【賞品】抽選で下記賞品をプレゼントします。



こちらの二次元コードから投稿できます。



特製エコバッグ 100 名様



花の種&ハーブ栽培セット 50 名様



チューリップ3色キャンドル 30 名様

中区区政推進課 日岐・鬼塚

メール na-kikaku@city.yokohama.jp

電話 045-224-8127

FAX 045-224-8214

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

「なかく街の先生ガイド」の活用について（依頼）

日頃より中区政に御理解・御協力いただき、深く御礼申し上げます。

このたび、ボランティア人材バンク「なかく街の先生」の情報を掲載した「なかく街の先生ガイド」を発行しました。

【依頼事項】

① なかく街の先生ガイド

冊子を各自治会町内会館等に置いていただき、ご活用ください。

② 自治会町内会館掲示用チラシ

本ガイドを広く知っていただきたいため、可能な限り自治会町内会館等に掲出をお願いします。

「なかく街の先生ガイド」

- 「なかく街の先生」は、個人や団体が持っている経験、知識、技術を活かして地域に役立つボランティア人材制度です。「なかく街の先生ガイド」は街の先生を地域や市民団体、区民利用施設等に紹介し、地域のさまざまな活動やイベント、学習の支援に役立ててもらうために、2年毎に編集、発行しています。
- 最新情報はなか区民活動センターホームページに掲載しています。

【お問い合わせ】

なか区民活動センター

TEL : 045-224-8138



※令和 6 年 4 月以降の地区連合定例会へお伺いして、なかく街の先生ガイドについてご説明したいと考えています。日程の調整等は個別にご相談させていただきます。

担当：中区地域振興課 矢作、細矢
TEL : 045-224-8137 FAX : 045-224-8215
e-mail:na-kastudou@city.yokohama.jp

自治会町内会で開催する講座・イベントに 「街の先生」を紹介します

詳しくは「なかく街の先生ガイド」をご覧ください↓



なかく街の先生 登録者一覧はこちらから→



「なかく街の先生」へのご依頼・ご相談・お問合せは
なか区民活動センターへ **TEL:045-224-8138**

令和6年3月19日

自治会町内会長 各位

地域振興課長 木村 友之

特殊詐欺・交通安全注意喚起チラシ掲出について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中区地域振興課では、特殊詐欺・交通事故等の防止を目的として、令和5年の発生状況、注意事項などを掲載したチラシを作成しました。

つきましては、チラシの内容を広く区民に周知したいため、次のとおり、自治会町内会の掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。

1 掲出希望期間

チラシ到着から令和6年6月30日（日）まで

2 掲出希望内容

A4版チラシ 両面

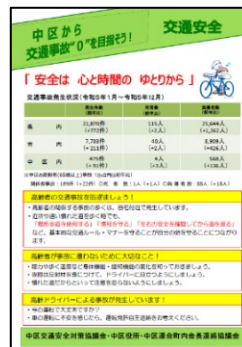
※ チラシは掲示板数の2倍の枚数をお送りいたしますので、できるだけ表面と裏面両方の掲出をお願いいたします。

※ スペースの都合上、両面の掲出が難しい場合は、表面（特殊詐欺等の防止）の掲出をお願いいたします。

3 チラシのイメージ



表面
(掲出する面)



裏面

(ご参考：中区安全・安心メールについて)

中区役所では、区内4警察署と連携し、各警察署から提供される犯罪情報（自転車盗、置き引き、車上狙い等）をEメールで週に1回程度配信しております。ぜひご登録ください。



ご登録はこちらから
お願いいたします。

【お問い合わせ先】

中区地域振興課 工藤、塚越

TEL:045-224-8132

Email: na-chikatsu@city.yokohama.jp

特殊詐欺 撲滅対策実施中!

防犯

特殊詐欺(振り込め詐欺等)発生認知状況(R5年1月~R5年12月)

	被害件数 (前年比)	被害額 (前年比)
県内	2,024件 (-66件)	約45億7,000万円 (+約1億8,200万円)
市内	933件 (-84件)	約20億7,200万円 (+約3,600万円)
中区内	18件 (-10件)	約3,500万円 (-約2,200万円)



振り込まない! 手渡さない!

※12月時点暫定値

犯人は録音されることを恐れます。

留守番電話設定にして、

電話に出ないようにしましょう。

中区内では、「架空料金請求詐欺」が急増しています!

「ご家族がトラブルに巻き込まれた」と電話がかかってきたら...

オレオレ詐欺!

役所等を名乗り、「還付金がある」と電話がかかってきたら...

還付金詐欺!

「身に覚えのないサイト料金等」を請求されたら...

架空料金請求詐欺!

「中区安全・安心メール」登録者募集中!
中区内の犯罪発生状況をお届けします。

パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録するだけで、各警察署から区役所に提供される中区内の空き巣、ひったくり、自転車盗、振り込め詐欺などの発生状況をメール配信しています。



中区民暮らし安全推進協議会・中区役所・中区連合町内会長連絡協議会

加賀町警察署・加賀町防犯協会 ☎641-0110

伊勢佐木警察署・伊勢佐木防犯協会 ☎231-0110

山手警察署・山手防犯協会 ☎623-0110

横浜水上警察署・横浜港防犯協力会 ☎212-0110

中区から 交通事故“0”を目指そう！

交通安全

「安全は 心と時間の ゆとりから」



交通事故発生状況(令和5年1月～令和5年12月)

	発生件数 (前年比)	死者数 (前年比)	負傷者数 (前年比)
県内	21,870件 (+772件)	115人 (+2人)	25,644人 (+1,262人)
市内	7,703件 (+211件)	40人 (+2人)	8,909人 (+426人)
中区内	475件 (+91件)	4人 (+3人)	568人 (+136人)

※中区の高齢者(65歳以上)事故(カッコ内は前年比)

関係者事故:169件(+22件) ○死者数:1人(+1人) ○負傷者数:88人(+18人)

高齢者の交通事故を防ぎましょう！

- ・高齢者の関係する事故の多くは、自宅付近で発生しています。
- ・近所や通り慣れた道を歩く時でも、
「横断歩道を使用する」「信号を守る」「左右の安全を確認してから道を渡る」
など、基本的な交通ルール・マナーを守ることが自分の命を守ることにつながります。

高齢者が事故に遭わないために大切なこと！

- ・聴力や歩く速度など身体機能・認知機能の変化を知っておきましょう。
- ・夜間は反射材を身につけて、ドライバーに目立つようにしましょう。
- ・慣れた道だからといって注意を怠らないようにしましょう。

高齢ドライバーによる事故が発生しています！

- ・今の運転で大丈夫ですか？
- ・車の運転に不安を感じたら、運転免許自主返納をお考えください。

中地振第1401号
令和6年 3月19日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

自治会町内会向けICT 活用冊子 「自治会町内会活動のお手伝い！とらの巻（後編）」発行について

日頃より中区政に御理解・御協力いただき、深く御礼申し上げます。

2月のご案内に続きまして、「自治会町内会活動のお手伝い！とらの巻（後編）」を発行いたします。今回お配りします「ホームページ編」では、情報発信や資料の共有方法として、自治会町内会でホームページを持つメリットについてご紹介しています。

つきましては、定例会等での情報共有をよろしく申し上げます。

1 依頼内容

- (1) 「自治会町内会活動のお手伝い！とらの巻（後編）」を各单位会長に各1部配布いたしますので、定例会等での情報共有をお願いします。冊子の追加配布のご希望がありましたらご連絡ください。
- (2) 自治会町内会活動で、パソコンやスマホを活用したいというご要望がありましたら、地域振興課地域力推進担当までご相談ください。

2 その他

2月の区連会では、前編（スマホの活用アイデア・LINE編）をお配りしております。

【お問い合わせ】

地域振興課 地域力推進担当（三浦・土屋・井上）

TEL 224-8136 FAX 224-8215

E-mail : na-chiikiryouku@city.yokohama.jp



はじめてみませんか？

実際に地域振興課の職員が、どの程度でホームページができるのか試してみました。

その感想は「こんなに簡単に作れるんだ！」でした。

パソコン好きな人が2、3人いれば、無理せず続けることができると思います。

まずは地域振興課地域力推進担当にご相談ください。

一緒に考えて、アドバイザー派遣などのお手伝いをいたします。

詳しくお知りになりたい方は、下記までメールかお電話ください。



中区地域振興課地域力推進担当

電話：045(224)8136 ファクス：045(224)8215

メール：na-chiikiryou@city.yokohama.jp



なか区民活動センター「なかく街の先生」とは

仕事や趣味で培った自分の経験・知識・技術を、地域のさまざまな活動に役立てていただくためのボランティア人材登録制度です。自治会町内会やPTA等からの依頼を受けて、講座を行っています。



例) PC・スマホ教室、楽器演奏、終活講座、遺影撮影 など



お問い合わせ・ご相談は なか区民活動センター

電話：045(224)8138 ファクス：045-224-8343

メールアドレス：na-katsudou@city.yokohama.jp



「とらの巻」前編では、SNSについてご紹介しています。

特にユーザーの多いLINEの公式LINEアカウントやオープンチャットの活用法を紹介しています。

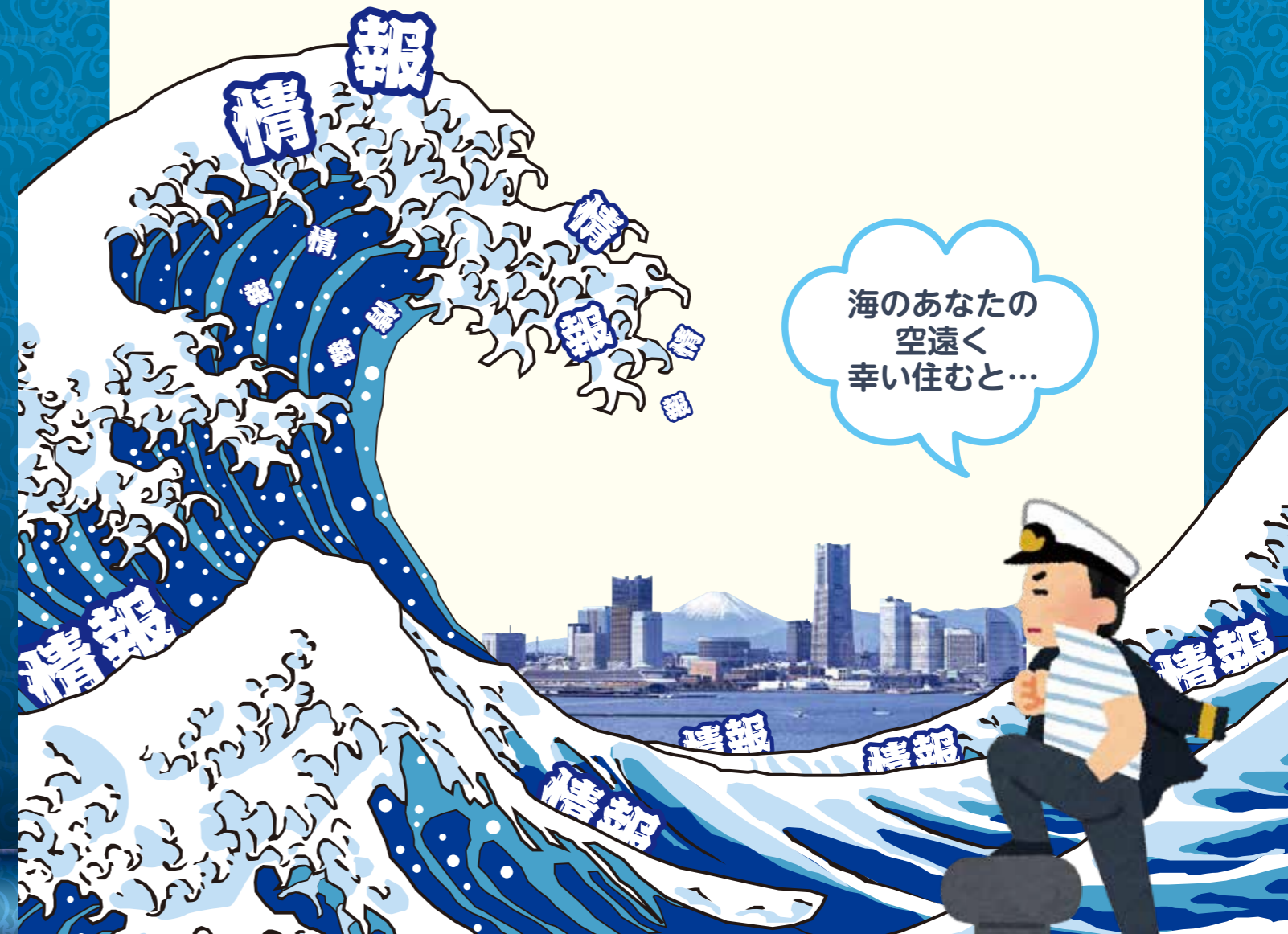
自治会町内会活動のお手伝い！

とらの巻

後編

【ホームページ編】

インターネットという情報の海で、最初にたどり着くのはホームページ〔ポータル(港の派生語)サイト〕です。





あると便利なホームページ！

ホームページ(ポータルサイト)の便利なところは、よく聞かれることや必要と思われる情報を載せておけば、探す側が24時間いつでも知りたい情報を得られることです。

日中働いている人や子育て世帯に、自治会町内会を知ってもらいたい機会です。これから皆さんの仲間になるかもしれない転入者にも、イベントの様子やまちの雰囲気などを前もって知ってもらうことができます。

うちの町内会って
どんなことして
るんだろう？

子どもが参加
できるイベント
何かないかなあ

知らない土地で
ママ友できるかな



ホームページ例 (イメージ)



イベントの予定や、
過去の様子を
写真つきで
紹介できます

最新のお知らせ、
もう一回見たい案内が
いつでも見られます

自治会規約、
区域図、各部の役割、
まちの歴史など

自治会町内会の
入会手続きが
ご案内できます

山元町3・4・5丁目町内会(第6地区連合町内会)の例

山元町3・4・5丁目町内会がホームページを始めたのは2007年。その発案者で現在も運用を担当されている、庶務・広報部長の中野義男さんにお話を伺いました。



山元町3・4・5丁目町内会 世帯数 790世帯 39班

Q 町内会のホームページ(HP)を作ろうと思われたのはなぜですか？

A 地域のイベントは、誰でもその結果が見られるように、映像などの情報を発信することが必要だと思い、2007年に初代のHPを提案し作りました。

Q HPが新会員の獲得にもつながっているとお聞きしました。

A 転入してきた方から「住居選びの時に見た」、「どんな地域行事があるか知りたかったのを見た」と言われることがあります。町内会規約の内容なども「HPでご覧になれます」と案内すれば手間が省けます。また、イベント担当委員が、過去の事例を復習して企画に役立てることができる、といった効用もありました。

Q 住民目線に立つことを心掛けているそうですね。

A 現在のHPはフリーのブログサービス(*)を利用しています。要はデザインにはこだわらず、費用はかけない。更新のしやすさ＝迅速な情報発信を重視し、引継ぎも容易な仕組みです。運用では会員が何を望んでいるか、住民目線に立つことが肝要です。例えば、親の関心が高い子ども関係の行事には、いつどんなものがあるか。HPですぐに調べられるのは便利なはずです。
(※ ホームページを一から構築する知識や技術が無くても比較的簡単に作成できる。)

インタビューの
続きはこちら！



山元町3・4・5丁目町内会 ホームページ画面



シンボル
マークは
街の街路樹
の葉

歌もあるん
ですね♪

